

# JA都市農村交流全国協議会規約

制定：平成22年3月12日

改定：平成25年3月22日

平成25年6月11日

平成27年7月22日

平成28年8月19日

令和元年7月23日

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この協議会は、第25回JA全国大会決議をふまえ、JAグループが一体となって、JAが実施する都市農村交流を円滑に推進することにより、農村の活性化ならびに都市住民の農業・農村への理解を促進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会の名称は、「JA都市農村交流全国協議会」(以下「協議会」という)という。

(事業の内容)

第3条 この協議会は、第1条の目的に沿い、都市農村交流に係わる次の事業を行う。

- (1) 都市農村交流に関する情報の収集および提供
- (2) 会員が必要とする調査および研究
- (3) 研修会・セミナーの開催
- (4) 体制整備、コーディネイト等の支援に関する調整および活動支援
- (5) その他都市農村交流に関する事項

## 第2章 会員および経費

(会員)

第4条 この協議会は次に掲げる者を会員とする。

- (1) JAおよびその関連会社
- (2) JA都道府県中央会・連合会・本部およびその関連会社
- (3) JAグループ全国機関およびその関連会社
- (4) JA全国女性組織協議会
- (5) 全国農協青年組織協議会

- (6) その他協議会が認めたもの
2. この協議会の認める法人、団体および学校等を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は会員としての権利を有しないが、協議会主催研修会・セミナー参加のほか、協議会事務局への情報提供・企画提案を行うことができる。

(加入)

第5条 この協議会に加入しようとする者は、加入申込書により会長に申し出て、承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 この協議会の会員は次の各号に示される年会費を、全国農業協同組合中央会(以後、JA全中)の事業管理システム「請求システム」より、当該事業年度4月のJA全中が指定する期日に直接振替決済にて納入しなければならない。JA全中と振込決済契約を締結していない会員は、当該事業年度運営委員会開催後のJA全中が指定する期日までに振込により納入しなければならない。

- (1) 農業協同組合および関連会社、都道府県農業協同組合中央会  
・連合会・本部およびその関連会社会員年会費 2万円
- (2) JAグループ全国機関およびその関連会社会員年会費 5万円
- (3) 賛助会員 5万円
2. この協議会の会員は、会費を納入しなければならない。既納の会費は、返還しない。
3. この協議会の経費は、会費、助成金およびその他収入をもってあてる。なお、本協議会が特定の事業を行う必要が生じた場合には、別途、特別会費を徴収することができる。
4. この協議会の会費は、学校等の教育機関については免除することができる。
5. 会長は会員の特別な事由が認められた場合は、年会費を免除できる。

(脱退)

第7条 会員は、次の各号に掲げる事由により脱退することができる。

- (1) 解散
- (2) 会員の破産
- (3) 会員の申出
2. 会員は、前項の規定によるほか、協議会を脱退しようとするときは、事業年度の30日前までに書面をもって予告し、その年度の終わりに脱退する。

### 第3章 運営委員及び事業執行

(運営委員・監事)

第8条 この協議会は運営委員および監事を置く。

2. 運営委員および監事2人は会員から選任する。
3. 協議会会長1人および副会長2人は、運営委員会決議により選任する。

4. 運営委員および監事の任期は3年度とし、翌年度の運営委員会の開催日までとする。ただし、再任をさまたげない。
5. 運営委員および監事は無報酬とする。

(事業執行・監査)

第9条 協議会の事業運営は、運営委員会があたる。

2. 会長は、協議会を代表し、運営委員会の決定に従って事業を執行する。
3. 会長は、会員に対して協議会の事業計画・報告、収支予算・決算を公示する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理し、会長が欠員の時はその職務を行う。
5. 監事は、協議会の財産及び事業執行の状況を監査し、その結果を運営委員会に報告し、意見を述べることができる。

(運営委員会の議決事項)

第10条 運営委員会は、年1回会長が招集する。

2. 次の事項は運営委員会の決議を経なければならない。
  - (1) 規約の変更
  - (2) 役員を選任及び解任
  - (3) 事業計画及び収支予算の設定又は変更
  - (4) 事業報告および収支決算の承認
  - (5) 解散
  - (6) その他必要と認められる事項
3. 前項で定める以外に、会長が必要と認めた場合には、臨時に運営委員会を招集する。

(書面による表決)

第11条 やむを得ない理由により運営委員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使できる。

(運営委員会の運営)

第12条 運営委員会は、運営委員の二分の一以上が出席しなければ開催できない。

2. 運営委員会の議長は協議会会長とする。
3. 運営委員会の議事は、予め通知した事項について、出席代表者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 運営委員会における代表者の議決権は、各自一個とする。

(議事録)

第13条 運営委員会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長の指名する出席代表者が署名・押印する。

## 第4章 専門部会、顧問、事務局

(専門部会)

第14条 会長は協議会の事業目的を遂行するため、会員及び第15条の顧問等の中から専門委員を選任し、専門部会を開催して各種の企画、研究および開発をおこない、運営委員会に諮ることができる。

(顧問)

第15条 この協議会の事業目的を遂行するため、学者および学識経験者などを顧問として置くことができる。その報酬は別途定める。

(事務局)

第16条 この協議会の事務局は全国農業協同組合中央会に置き、事務局長、事務局次長および幹事若干名を置くことができる。また、必要に応じ、事務局業務の一部を他のJA全国機関へ委託することができる。

## 第5章 事業年度

(事業年度)

第17条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。